

令和5年度宮城県有料老人ホーム集団指導 資料1-2

有料老人ホーム設置運営指導指針の 改正点について

宮城県

1 設置運営指導指針の改正について

- ▶ 令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設入居者生活介護等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるよう、厚生労働省において有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下「国指針」という。）が改正されました。（令和3年7月1日から適用）
- ▶ また、国指針の改正に伴い、**宮城県有料老人ホームの設置運営指導指針**（以下「**県指針**」という。）も改正されております。

【参考】

- ・厚生労働省指針：有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知、最終改正：令和3年4月1日付け老発0401第14号）
- ・宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（令和3年7月1日最終改正）

主な改正内容（県指針）

○主な改正内容

- ▶ ① **認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置**
- ▶ ② **ハラスメント対策の強化**
- ▶ ③ **業務継続計画の策定等**
- ▶ ④ **非常災害に関する具体的計画の策定等**
- ▶ ⑤ **感染症の発生・まん延防止のための措置**
- ▶ ⑥ **虐待の防止のための対策検討委員会の開催等**
- ▶ ⑦ **その他（極度額の規定や電磁的記録等について）**

※②及び⑦以外は、令和6年3月31日まで経過措置が設けられております。

① 認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置

- ▶ 介護に直接携わる職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。

(令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日より義務化)

【根拠規定】 県指針第8章 職員の配置等

2 職員の研修

- (2) **介護に直接携わる職員**（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）**に対し，認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。**

※新規採用職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。

※認知症介護基礎研修については、以下の県ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/ninchisyo.html>

(参考) 令和3年度介護報酬改定の概要 (介護保険サービス)

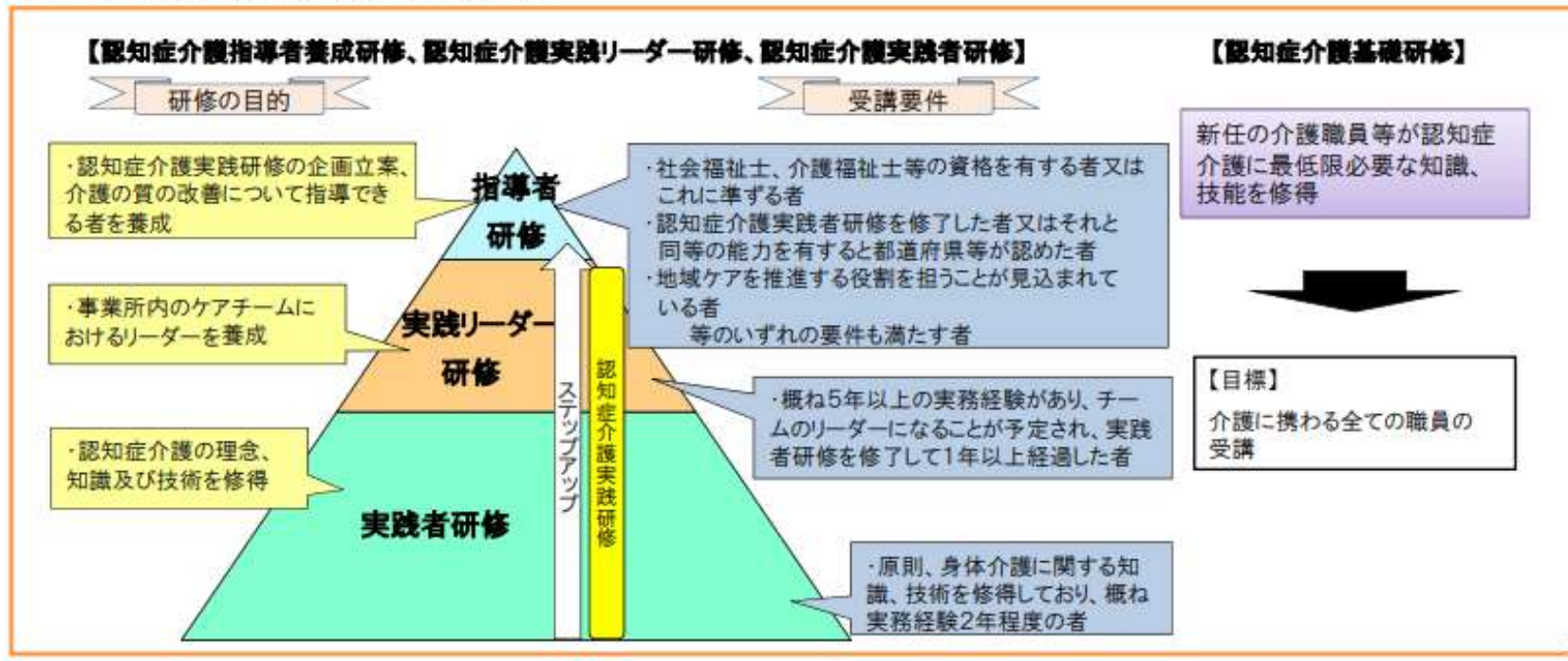
2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】
 その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

(参考) 介護従事者等の認知症対応力向上の促進



②ハラスメント対策の強化

- ▶ 職場におけるハラスメント対策を講じる必要があります。

【根拠規定】 県指針第8章 職員の配置等

3 職員の衛生管理等

(2) 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

(参考) 介護現場におけるハラスメント対策 (厚生労働省ホームページ)

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

4.(1)⑦ ハラスメント対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。【省令改正】

基準

- 運営基準(省令)において、以下を規定(※訪問介護の例)
「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

(参考) ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。(パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行(それまでは努力義務))
 - ・ 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しては、
 - ① セクシュアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された(令和2年6月1日より)。
 - ② パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策を記載している(令和2年6月1日より)。
- ※職場におけるセクシュアルハラスメント
= 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。
- ※職場におけるパワーハラスメント
= 職場において行われる i 優越的な関係を背景とした言動であって、ii 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii 労働者の就業環境が害されるものであり、i から iii までの要素を全て満たすもの。

③ 「業務継続計画」の策定等 その1

- ▶ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要があります。（令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日より義務化。）

【根拠規定】 県指針第9章 有料老人ホーム事業の運営

5 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「**業務継続計画**」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「**介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン**」及び「**介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン**」を参照されたい。

(参考) 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

③ 「業務継続計画」の策定等 その2

- ▶ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要があります。（令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日より義務化。）

【根拠規定（続き）】 県指針第9章 有料老人ホーム事業の運営

5 業務継続計画の策定等

- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(参考) 令和3年度介護報酬改定の概要 (介護保険サービス)

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_keigo/keigo_koureisha/taisakumetome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは
- ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは
- ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



④ 非常災害に関する具体的計画の策定等

- ▶ 非常災害に関する具体的な対策を立て、定期的な職員へ周知及び避難等の訓練の実施が必要になります。

(令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日より義務化。)

【根拠規定】 県指針第9章 有料老人ホーム事業の運営

6 非常災害対策

- (1) **非常災害に関する具体的計画**を立て、**非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練**を行うこと。

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。（1）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること

⑤感染症の発生・まん延防止のための措置 その1

- ▶ 感染症の発生又はそのまん延を防止するための措置を講じる必要があります。
(令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日より義務化。)

【根拠規定】第9章 有料老人ホーム事業の運営

7 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

- (1) **感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を**おおむね6月に1回以上開催**するとともに、**その結果について、職員に周知徹底**を図ること。

なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

- (2) **感染症及びまん延の防止のための指針を整備**すること。

⑤感染症の発生・まん延防止のための措置 その2

- ▶ 感染症の発生又はそのまん延を防止するための措置を講じる必要があります。
(令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日より義務化。)

【根拠規定(続き)】第9章 有料老人ホーム事業の運営

7 衛生管理等

- (3) **職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施**すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- ▶ (参考) 資料3-1~3-3
介護職員のための感染対策マニュアル等

⑥虐待の防止のための対策検討委員会の開催等 その1

- ▶ 高齢者の虐待防止のため、以下根拠規定に規定する対策等が必要になります。
※以下（2）から（5）が令和3年度の県指針改正により追加されています。
- ▶ 令和6年3月31日まで努力義務。なお、（1）及び（6）については令和3年度改正前から存在する規定（既に義務化）になります。

【根拠規定】県指針第10章 サービス等
4 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

- （1）同法第5条の規定により、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- （2）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

⑥虐待の防止のための対策検討委員会の開催等 その2

- ▶ 高齢者の虐待防止のため、以下根拠規定に規定する対策等が必要になります。
※以下（2）から（5）が令和3年度の県指針改正により追加されています。

【根拠規定（続き）】県指針第10章 サービス等

4 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

- (3) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (5) （2）から（4）までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (6) その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

⑦その他（極度額の規定や電磁的記録等について） その1

▶ 安否確認又は状況把握について

※（下線部が追加された内容になります。）

【根拠規定】 県指針第10章 サービス等

1（5）安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。

安否確認等の実施にあたっては、安全及び安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

⑦ その他（極度額の規定や電磁的記録等について） その2

▶ 入居者の債務について個人の根保証契約を行う場合

※以下の下線部の規定が追加されております。

【根拠規定】 県指針 第13章 契約内容等

2（7）入居者の債務について、**個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。**

（参考）法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律（債権法改正）について URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

※個人の根保証契約に係る民法改正箇所のパフレットが掲載されております。

⑦ その他（極度額の規定や電磁的記録等について） その3

- ▶ 書面規制、押印、対面規制の見直し利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができる。
- ▶ また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとした。

【根拠規定】 県指針第17章 電磁的記録等

- 1 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。